



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 22 日 (金)
第 7 9 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (84) (福祉保健課) 2
	保安林の解除予定 (85) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (86) (〃) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (87) (水産課) 3
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (88) (中部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 14
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (総務課) 15

告 示

鳥取県告示第 84 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限公司	鳥取市行徳三丁目317	小規模多機能型居宅介護智頭事業所	八頭郡智頭町大字三吉137-11	小規模多機能型居宅介護	平成 19 年 12 月 19 日
株式会社わかば	鳥取市湖山町東五丁目261	多機能サポートセンターわかばの家大岩	岩美郡岩美町大字大谷312-1	小規模多機能型居宅介護	平成 20 年 2 月 15 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会通所介護事業所赤碕	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	介護予防通所介護	平成 20 年 1 月 4 日

鳥取県告示第 85 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字毛谷字スマケ途377、379の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
公益上の理由（道路用地）

鳥取県告示第 86 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町金屋谷字栲谷原1の1から1の3まで、1の5から1の9まで、2の1、2の3から2の5まで、2の7、2の10から2の15まで、2の17から2の24まで、2の26、2の29、2の30、2の34、2の39、3の1から3の7まで、3の9から3の15まで、3の18、3の22、3の24から3の32まで、3の38、3の40、字水無原4の1、4の3、4の4、4の42、4の43、4の48、4の50、字榑水高原791の5、791の11、793の2、793の6、793の7、793の9、793の26から793の32まで、793の47、793の51から793の53まで、793の61から793の63まで、793の67、793の69、793の74、793の75、793の78、793の81から793の84まで、793の86、793の89、793の100から793の102まで、793の105から793の108まで、794の1から794の4まで、岩立字榑水高原4の1、4の2、4の6から4の13まで、4の15、4の18から4の20まで、4の24、5の1、5の4から5の7まで、5の9から5の11まで、6の1、6の3から6の5まで、7の1、7の3、7の4、8の1、8の3から8の6まで、9の1、9の7、9の9、10の1、10の3・10の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、11の2、12の1、12の3から12の37まで、12の70、12の71、12の73、12の74、12の76、12の77、12の80から12の85まで、12の87、12の89から12の121まで、12の156から12の160まで、12の164から12の173まで、12の175、12の177、12の179から12の187まで、12の198、12の199、12の201、12の203、12の216、大内字榑水高原1067の1、1067の4、1068の1、1069の1から1069の49まで、1069の51、1069の54、1069の55、1069の57から1069の59まで、1069の63、1069の68から1069の70まで、1069の72から1069の77まで、1069の79、1069の81から1069の103まで、1069の105、1069の109、1069の112、1072、1073

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 87 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取賀露加入区	沖合底びき網漁業
赤碕加入区	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業
鳥取境港加入区	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち 1 から 5 までに掲げる漁業以外の漁業であつて鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業

鳥取県告示第 88 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
医療法人清生会 理事長 谷口宗弘	倉吉市上井町一丁目 13	医療法人清生会谷口病院	倉吉市上井町一丁目 13	平成 20 年 2 月 1 日

公 告

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官及び採用予定数

- (1) 二等陸士：若干名（男性）
- (2) 二等海士：若干名（男性）
- (3) 二等空士：若干名（男性）

2 募集期間

平成 20 年 3 月 1 日（土）まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 試験期日

平成 20 年 3 月 2 日（日）

(2) 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

(3) 試験場

米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成 20 年 3 月上旬

5 採用予定

平成 20 年 3 月下旬若しくは 4 月上旬又は 7 月

6 応募資格

平成 20 年 4 月 1 日現在で満 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しない者であること。

7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）
- (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）
- (4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）
- (5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 5 日付鳥取県告示第 47 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

白岩 浪子	八頭郡智頭町大字八河谷字モツブチ山 400 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
白岩 朗	八頭郡智頭町大字八河谷字モツブチ山 404
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 405
綾木 庸藏	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 406
綾木 教友	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 406 の 1
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 407
綾木 りん	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 408
綾木 虎藏	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 422
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 423 の 2
綾木 まつ	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 427
白岩 新藏	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 428
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 449 の 1

〃	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 449 の 2
白岩 浪子	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 450 の 1
白岩 朗	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 459 の 2
綾木 逸夫	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 462
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字小谷山 481
綾木 隆久	八頭郡智頭町大字八河谷字コタノ谷 505 の 1
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷山 509 の 1
綾木満洲男	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平 531 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平 531 の 2
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口 536 の 1
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口 542 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口 542 の 2
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 545
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 547
綾木 秀人	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 549 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 550 の 2
白岩 鉄蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 553 の 1
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 561
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 562
白岩 朗	八頭郡智頭町大字八河谷字カンマチロ 580
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字カンマチロ 585
綾木 和夫	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 588 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 588 の 3
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 595 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 595 の 2
綾木 教友	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 598
綾木 秀人	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 601
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 602 の 1
綾木立三郎	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 611 の 3
白岩 新蔵	〃
白岩 傳蔵	〃
白岩 綾子	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 612 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 613 の 1

白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字横掛平 630
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字横掛平 636 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字横掛平 636 の 2
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字迎ヒ 642
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字迎ヒ 649
綾木富士男	八頭郡智頭町大字八河谷字岩尾平 664 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 20 年 2 月 5 日付鳥取県告示第 48 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字向下小屋 180 の 19
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字向下小屋 180 の 27
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字中小屋 312 の 11
小椋美也子	東伯郡三朝町大字木地山字今井谷 314 の 21

小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字今井谷 314 の 29
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字今井谷 314 の 30
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字今井谷 314 の 57
小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字今井谷 314 の 60
小椋 好幸	東伯郡三朝町大字木地山字力石平 459
小椋 太蔵	東伯郡三朝町大字木地山字力石平 460 の 14
小椋 幸代	東伯郡三朝町大字木地山字力石平 460 の 20
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字深知川向 477 の 19
小河多美子	東伯郡三朝町大字木地山字五輪谷 582 の 2
小椋 一男	東伯郡三朝町大字木地山字五輪谷 582 の 14
小椋 虎吉	〃
小椋 好玄	〃
小椋 幸恵	〃
小椋 高男	〃
小椋 初枝	〃
小椋 正一	〃
小椋 忠治	〃
小椋 峯三	〃
小椋 竜蔵	〃
小椋吉太郎	〃
石原 孟明	〃
杉杖 幹子	東伯郡三朝町大字木地山字五輪谷 582 の 15
小椋 好玄	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 792 の 7
小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 792 の 8
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 792 の 12
山本 露子	東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷 1296 の 96
山西 新一	東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷 1296 の 104
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷 1296 の 107
香川 和久	東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷 1296 の 111
矢田 岩蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字小原 1347
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字小原 1348
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字小原 1349
小椋 一	東伯郡三朝町大字穴鴨字向キ津谷 1362

広田 長治	東伯郡三朝町大字加谷字滝ノ谷 758 の 5
三好 信治	〃
山本 義治	〃
藤原 幾蔵	〃
藤原 正雄	〃
藤原 忠教	〃
藤原 忠行	〃
藤原 忠旬	〃
藤原 忠忠	〃
藤原 忠貞	〃
梅本 馬吉	〃
福田 義信	〃
福田 忠尊	〃
福田 陸	〃
福田吉太郎	〃
福本 石蔵	〃
福本 兵吉	〃
福本 茂	〃
福田 忠朋	〃
福田 忠朋	東伯郡三朝町大字加谷字滝ノ谷 758 の 14
山本 義治	東伯郡三朝町大字加谷字滝ノ谷 758 の 29
〃	東伯郡三朝町大字加谷字滝ノ谷 758 の 30
福田 義人	東伯郡三朝町大字加谷字滝ノ谷 758 の 36
藤原 知義	東伯郡三朝町大字加谷字滝ノ谷 758 の 45
涌嶋 保文	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 770 の 14
福田 忠朋	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 770 の 15
三好 幹雄	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 770 の 17
〃	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 770 の 18
〃	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 770 の 19
〃	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 770 の 28
広田 長治	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 770 の 29
三好 信治	〃
山本 義治	〃

藤原 幾蔵	〃
藤原 正雄	〃
藤原 忠教	〃
藤原 忠行	〃
藤原 忠旬	〃
藤原 忠忠	〃
藤原 忠貞	〃
梅本 馬吉	〃
福田 義信	〃
福田 忠尊	〃
福田 陸	〃
福田吉太郎	〃
福本 石蔵	〃
福本 兵吉	〃
福本 茂	〃
福田 忠朋	〃
山本 義治	東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷 771 の 21
三好 正	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 772 の 8
山本 義治	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 773 の 2
福田 恒俊	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 773 の 6
三好 正	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 773 の 8
福田 義人	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 773 の 10
山本 義治	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 7
涌嶋 保文	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 11
〃	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 12
三好 正	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 13
〃	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 27
藤原 忠旬	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 32
広田 長治	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 36
三好 信治	〃
山本 義治	〃
藤原 幾蔵	〃
藤原 正雄	〃

藤原 忠教	〃
藤原 忠旬	〃
藤原 忠忠	〃
藤原 忠貞	〃
梅本 馬吉	〃
福田 義信	〃
福田 忠行	〃
福田 忠尊	〃
福田 陸	〃
福田吉太郎	〃
福本 石蔵	〃
福本 兵吉	〃
福本 茂	〃
福田 忠朋	〃
三好 正	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 37
〃	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 38
〃	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 43
広田 長治	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 45
三好 信治	〃
山本 義治	〃
藤原 幾蔵	〃
藤原 正雄	〃
藤原 忠教	〃
藤原 忠旬	〃
藤原 忠忠	〃
藤原 忠貞	〃
梅本 馬吉	〃
福田 義信	〃
福田 忠行	〃
福田 忠尊	〃
福田 陸	〃
福田吉太郎	〃
福本 石蔵	〃

福本 兵吉	〃
福本 茂	〃
福田 忠朋	〃
広田 長治	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 48
三好 信治	〃
山本 義治	〃
藤原 幾蔵	〃
藤原 正雄	〃
藤原 忠教	〃
藤原 忠行	〃
藤原 忠旬	〃
藤原 忠忠	〃
藤原 忠貞	〃
梅本 馬吉	〃
福田 義信	〃
福田 忠尊	〃
福田 陸	〃
福田吉太郎	〃
福本 石蔵	〃
福本 兵吉	〃
福本 茂	〃
福田 忠朋	〃
夏目 明善	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 49
広田 長治	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 50
三好 信治	〃
山本 義治	〃
藤原 幾蔵	〃
藤原 正雄	〃
藤原 忠教	〃
藤原 忠行	〃
藤原 忠旬	〃
藤原 忠忠	〃
藤原 忠貞	〃

梅本 馬吉	〃
福田 義信	〃
福田 忠尊	〃
福田 陸	〃
福田吉太郎	〃
福本 石蔵	〃
福本 兵吉	〃
福本 茂	〃
福田 忠朋	〃
夏目 明善	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 18
山本 義治	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 23
藤原 知義	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 24
藤原 忠旬	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 25
藤原 知義	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 31
〃	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 33
〃	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 34
広田 長治	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 35
三好 信治	〃
山本 義治	〃
藤原 幾蔵	〃
藤原 正雄	〃
藤原 忠教	〃
藤原 忠行	〃
藤原 忠旬	〃
藤原 忠忠	〃
藤原 忠貞	〃
梅本 馬吉	〃
福田 義信	〃
福田 忠尊	〃
福田 陸	〃
福田吉太郎	〃
福本 石蔵	〃
福本 兵吉	〃

福本 茂	〃
福田 忠朋	〃
福田 義人	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 38
福田 恒俊	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 793 の 58
中井 十蔵	東伯郡三朝町大字加谷字小保木奥 808
三好 正	東伯郡三朝町大字加谷字向フ小保木 823 の 1
山本 長八	東伯郡三朝町大字加谷字向フ小保木 828 の 1
〃	東伯郡三朝町大字加谷字向山 829 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成 20 年 3 月 10 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000 円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 件名及び数量
鳥取県東部総合事務所に係る施設総合保守管理業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行場所
鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所庁舎
 - (4) 履行期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
 - (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備及びその他設備保守管理に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札

参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 26 日（火）午後 3 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- (3) 平成 20 年 2 月 22 日（金）から同年 3 月 18 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成 15 年度以降に県内に所在する国又は地方公共団体の施設を管理する者が発注した延べ床面積 5,000 平方メートル以上の建物の設備保守管理業務（作業現場で技術員を常時在駐させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (5) 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件を満たす専任の技術員 3 名による現場常駐体制を組むことが可能である者であること。
- ア 3 名のうちの 2 名以上が次に掲げる基準のいずれかを満たし、かつ、それぞれの基準を満たす者が 1 名以上であること。
- (ア) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 4 条第 1 項に規定する第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 5 年以上の実務経験を有すること。
- (イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 29 条第 1 項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 5 年以上の実務経験を有すること。
- (ウ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 2 第 1 項に規定する危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（第 4 類に限る。）の交付を受けていること。
- (エ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 7 条第 1 項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けていること。
- (オ) 中央監視制御装置の運転について 3 年以上の実務経験を有すること。
- イ 3 名全員がパソコンの基本操作（表計算ソフト（エクセルに限る。）及びワープロソフト（ワード又は一太郎））ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部総合事務所県民局企画総務課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176
鳥取県東部総合事務所県民局企画総務課企画調整担当
電話 0857-20-3505（直通）
- (2) 競争入札参加資格申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433（直通）
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成 20 年 2 月 22 日（金）から同年 3 月 5 日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間交付する。
なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、240 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封し、(1)の場所へ請求すること。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 18 日 (火) 午後 1 時

(郵便等による入札書の受領期限は、同月 17 日 (月) 午後 5 時必着)

鳥取市立川町六丁目 167 鳥取県東部総合事務所庁舎地階 入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 5 日 (水) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Equipment maintenance of buildings of Tobu Regional Office (6-176 Tachikawacho Tottori-shi), 1 Set
- (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 p.m. 5 March, 2008
- (3) Date and time for tender submission: 1:00 p.m. 18 March, 2008
Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00p.m. 17 March, 2008
- (4) Please contact: Citizens` Information Bureau, Planning and General Affairs Division, Tobu Regional Office 6-176 Tachikawacho Tottori-shi 680-0061 Japan TEL 0857-20-3505